

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達の内容

### （1）業務の名称及び数量

令和7年度鳥取県庁内LANネットワーク機器賃貸借 一式

### （2）借入物品の仕様

入札説明書による。

### （3）借入期間

令和8年2月1日から令和13年1月31日までとする。

### （4）契約期間

契約締結日から令和13年2月28日までとする。

### （5）納入期限

入札説明書による。

### （6）納入場所

入札説明書による。

### （7）入札方法等

ア 本件入札は、紙入札により行うものであること。

イ 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の借入期間の1か月当たりの金額とすること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された1か月当たりの金額をもって単価契約を締結するので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする。

併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### （1）単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が次のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

（ア）事務用機器のパソコン類

（イ）事務用機器の電気通信機器類

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年6月13日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者

又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 1の(2)に示す借入物品を所有し（本件調達に係る契約締結日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は(1)のア、ウ及びエの要件を全て満たしていること。

イ 各構成員は競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が次のいずれかの業種区分に登録されていること。

(ア) 事務用機器のパソコン類

(イ) 事務用機器の電気通信機器類

なお、本件入札に参加を希望する共同企業体の構成員であって、競争入札参加資格を有していないもの又はこれらの業種区分のいずれにも登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和7年6月13日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体において(1)のオ及びカの要件を満たすこと。

エ 共同企業体は、2以上の者で自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

(テ) 解散後の契約不適合責任

(ト) 解散後の著作権

(ナ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

#### 4 入札手続等

##### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

電話 0857-26-7094

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

##### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp

##### (3) 入札説明書の交付方法

令和7年6月6日（金）から同月27日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

###### ア 交付期間及び交付時間

令和7年6月6日（金）から同月27日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

###### イ 交付場所

（1）に同じ。

##### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

##### (5) 入札及び開札の日時及び場所

###### ア 日時

令和7年7月25日（金）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月23日（水）午後5時までとする。

###### イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階令和の改新戦略本部・総務部会議室

#### 5 入札参加者に要求される事項

##### (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に、必ず件名及び入札者名を記載した上で、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

##### (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に令和7年6月27日（金）正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

##### (3) 入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載する金額に60を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭

和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1か月当たりの契約金額に60を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の一般事項を契約書に記載した場合は、当該条項を仕様書から削除する場合がある。

ウ 仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products : 1 sets of Tottori Prefectural Government LAN equipment to be leased

(2) June 27, 2025 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 25, 2025 11:00 AM : Time-limit for submission of tenders

(July 23, 2025 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Digital Reform Division, Digital Bureau, Reiwa Reform Strategy Headquarters, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7094